

# 那須塩原市社会福祉協議会地域福祉活動補助金 地域福祉推進事業実施要領

## 1 目 的

那須塩原市地域福祉計画の基本理念「ともに助け合い支え合い心豊かに安心して暮らせる那須塩原市をめざして」のもとに、自治会等が主体的に実施する地域福祉活動事業に対して補助することにより、地域の連携と協力体制を構築し地域の福祉課題等の解決を図ることを目的とする。

## 2 補助事業者

- (1) 自治会及び自治会内福祉部
- (2) 地区社会福祉協議会
- (3) 複数の自治会等で組織された団体
- (4) その他会長が認める団体

## 3 補助対象事業内容及び補助率

区分	事業の内容	補助率	備 考
地域福祉推進事業	<b>地域福祉活動へのきっかけ作りのための活動</b> 地域の人の関心ある事業（福祉を主目的として行わない）を実施し、福祉活動を進めていくためのきっかけ・つながりを作る活動 バーベキュー交流事業、夏祭り交流事業、お菓子作り交流事業、親子おたのしみ交流事業 など	6 / 10	1 事業上限 100,000 円以内（原則 2 年以内。延長は 1 年まで）
	<b>福祉の理解を深め人材を育成するための活動</b> 福祉の理解を深めてもらい地域福祉の担い手を育成していく活動 広報誌発行事業、福祉講座事業、福祉講演会・懇談会開催事業、住民勉強会・研修会事業 など		1 事業上限 100,000 円以内
	<b>地域の実態を把握するための活動</b> 住民自らが地域の実態を把握するために行う活動 住民座談会事業、調査活動事業、福祉マップ作り事業など		新規に行う場合 7 / 10（初年度のみ）
	<b>地域内のつながりを作るための活動</b> 福祉を主目的として行い、地域内の課題等の解決のために住民同士の交流の場を設け、つながりを作る活動 ふれあい交流事業、世代間交流事業、学校との連携事業、障害者との交流事業 など	5 / 10	
	<b>心配な人を支える活動</b> 地域のなかの心配な人（高齢者や障害者など）への見守り・声かけ・助け合いなどを行う活動 見守り福祉マップ作り事業、見守り安心ネットワーク事業、給食サービス事業、サロン事業、子育て支援 など		
	<b>その他、社会福祉協議会が認める活動</b> 地域からの要請により、社会福祉協議会と協力して地域福祉活動を行うことが必要であると社会福祉協議会会長が認める活動		原則、上記補助率に準じて会長が認める額

※国や地方公共団体の補助金・助成金を受けている事業、または他の民間機関（財団）等から助成を受けている事業は除く。

※対象となる事業の経費のうち、人件費への支出及び事業に直接関係のない費用への支出は対象外とする。  
 ※ユニフォーム等の購入に関わる経費については、複数年度継続する事業であっても 1 事業につき 1 回までとする。

※物品等の購入に関わる補助対象経費は、原則、総事業費の 2 分の 1 よりも下まわる額で、単品または総額で 5 万円を限度とする。ただし、事業の内容により当該物品等の購入が必要であると認められるときはこの限りではない。なお、当該物品等が補助対象経費と認められない場合があるため、申請前に申し出を要するものとする。ここでいう物品等とは、備品などの備え付ける物品のことを指し、友愛訪問等の際に配付する物品は含まれないものとする。

**※当該事業の目的を達成するために使用するバス、レンタカー及びタクシー等の車両に関わる補助対象経費は、原則、5万円を限度とする。**

4 補助対象金額

対象となる事業の経費に、事業ごとの補助率を乗じた金額で上限額の範囲内（千円未満は切り捨て）。  
1年度間における一つの補助事業者への補助金交付限度額を200,000円とする。

5 その他

この補助金は、予算の範囲内において交付するものとする。